

Q



農地に係る納税猶予制度についての改正があると聞きましたが、どう変わるのですか。

A



対象となる農地等の範囲の拡大、猶予相続税額の免除要件の見直しなど所要の措置が講じられます。

●改正概要●

①対象となる農地等の範囲拡大・営農期間の拡大

減税

〔一部 増税 (営農期間の拡大)〕

内容	改正前	改正後
都市農地について貸付を行った場合はどうなるの？	原則、 猶予税額は納付	市民農園としての貸付など、一定の要件を満たせば 納税猶予継続
農地としての利用に制限はあるの？	農業以外の利用は原則できない。	農産物の直販所等の建築も可能。 納税猶予は継続
営農期間の拡大 三大都市圏特定市以外の生産緑地の 営農継続要件の見直し (九州など)	20年間の営農継続により、猶予税額は免除	終身営農が納税猶予の要件に 。 免除はされなくなりました。(※1)
新たに田園住居地域 (※2) が新設	—	納税猶予の対象 となります。

※1 税制改正前に既に納税猶予の適用を受けている場合には20年

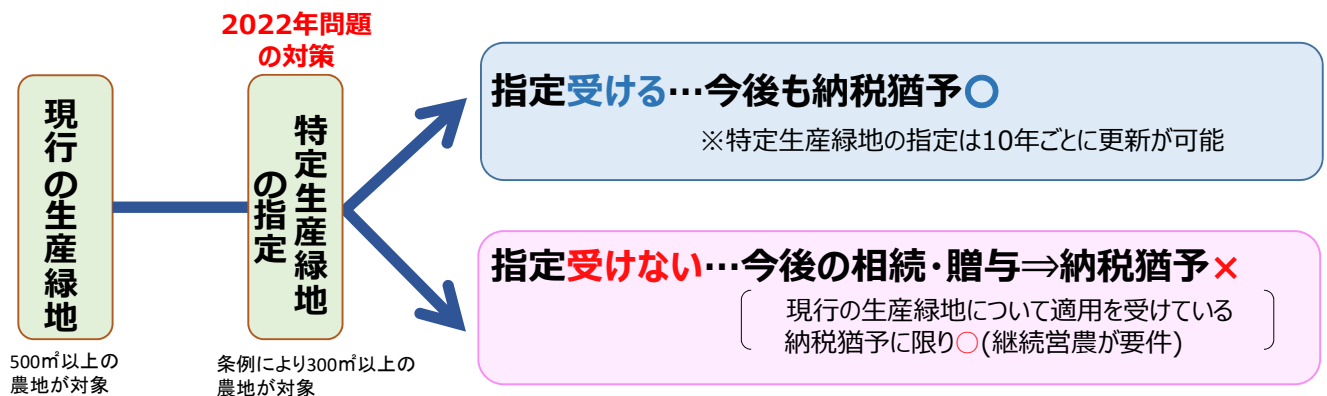
※2 用途地域の一つであり、都市部における農地を保全するための地域として新設 (一定の開発/建築規制あり)

②特定生産緑地制度の創設

減税

増税

・現行の生産緑地について今後も納税猶予を受ける為には特定生産緑地の指定が必要です。



①都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行日 (平成30年9月1日) 以後の相続等により取得する農地等について適用

②平成30年4月1日以後の特定生産緑地制度に伴う指定について適用

POINT



生産緑地制度の2022年問題が注目される中、今回の税制改正がされました。都市農地の保全の観点から、農地保有者にとって納税猶予を継続しやすくする改正が行われました。